ある病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times\frac{0.9}{}$$

(A－B)、(B－C)又は(C－D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A－B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A－B)、(B－C)及び(C－D)は0とし、C≦D≦Bのときは(B－C)は(B－D)とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは(A－B)は(A－D)とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは(A－B)は(A－C)とし、(A－B)×0.3、(B－C)×0.6及び(C－D)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　元利償還金等調査によつて報告された3年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「平成二十八年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（平成二十八年四月一日付け総財公第五十号。以下この表において「平成二十八年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度

ある病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$$(A-B)\times 0.6+(B-C)\times 0.9$$

(A－B)又は(B－C)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは(A－B)及び(B－C)は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは(A－B)は(A－C)とし、(A－B)×0.6及び(B－C)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「繰出金等について」によつて報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「平成二十七年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十七年四月十四日付け総財公第七十五号。以下この表において「平成二十七年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度まで